



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則		
*8 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(公共建築課)	1
○ 公安委員会規則		
*5 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		2
○ 告示		
257 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	4
258 森林病害虫等防除法による防除命令の内容	(森林整備課)	4
259 〃	(〃)	5
260 道路の区域変更	(道路保全課)	6
261 道路の供用開始	(〃)	6
262 道路の区域変更	(〃)	7
263 道路の供用開始	(〃)	7
264 道路の区域変更	(〃)	7
265 道路の供用開始	(〃)	8
266 道路の区域変更	(〃)	8
267 道路の供用開始	(〃)	8
268 道路の区域変更	(〃)	9
269 道路の供用開始	(〃)	9
270 道路の区域変更	(〃)	9
271 道路の供用開始	(〃)	10
○ 警察本部告示		
1 危険ドラッグ分析システム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		10
○ 公告		
軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課)	12
〃	(〃)	13
〃	(〃)	13
入札公告	(警察本部)	13
○ 諸報		
和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会)	16
○ 正誤		
平成27年3月6日付け和歌山県報第2638号和歌山県告示第209号中		17

規 則

和歌山県規則第8号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(宅地建物取引士資格登録削除)」に改め、同条中「宅地建物取引主任者資格登録
削除申請・届出書」を「宅地建物取引士資格登録削除申請・届出書」に改める。

第12条の見出しを「(宅地建物取引士証返納届)」に改め、同条中「取引主任者証の」を「宅地建物取
引士証の」に、「同法第6項」を「同条第6項」に、「宅地建物取引主任者証返納届」を「宅地建物取引士
証返納届」に改める。

第13条の見出しを「(営業保証金取戻し公告の届出)」に改め、同条中「営業保証金取りもどし公告
届」を「営業保証金取戻し公告届」に改める。

第14条の見出しを「(営業保証金取戻しに関する証明書請求)」に改め、同条中「営業保証金取りも
どしに関する証明書交付請求書」を「営業保証金取戻しに関する証明書交付請求書」に改める。

別記第3号様式中「および」を「及び」に改める。

別記第5号様式中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

別記第6号様式中「宅地建物取引主任者証返納届」を「宅地建物取引士証返納届」に、「取引主任者証
を」を「宅地建物取引士証を」に、「取引主任者証番号」を「宅地建物取引士証番号」に改める。

別記第7号様式中「営業保証金取りもどし公告届」を「営業保証金取戻し公告届」に、「営業保証金取
りもどしの」を「営業保証金取戻しの」に改める。

別記第8号様式中「営業保証金取りもどしに関する証明書交付請求書」を「営業保証金取戻しに関する
証明書交付請求書」に、「営業保証金取りもどしの」を「営業保証金取戻しの」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項第3号中「歩行者用道路」の
次に「並びにこれらに係る指定方向外進行禁止」を加える。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(交通規制の適用除外車両)

第4条の3 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による全ての交通規制の対象から除外する車両は、
警衛要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に定める警衛のために編成された警衛列自動車又は警
護要則(昭和40年国家公安委員会規則第3号)に定める警護のために編成された警護列自動車で、当該
用務のために使用中のものとする。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第3号中「令第1条第1項に規定する大型乗用自動車」を「法第3条に規定する大型自動車又は中型
自動車で、専ら人を運搬する構造のもの」に改める。

別表第2中

一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6から田辺市芳養松原二丁目1479番1まで	を
---------	-------------------------------------	---

一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6から田辺市芳養松原二丁目1479番1まで
一般国道371号	橋本市柱本字西ノ谷226番8地先から橋本市小原田字佃530番4地先までの間

に、

市道野口隠谷線	御坊市野口字堤575番1地先から御坊市熊野字平野114番1地先まで
---------	-----------------------------------

を

市道野口隠谷線	御坊市野口字堤575番1地先から御坊市熊野字平野114番1地先まで
市道慶賀野垂井線	橋本市三石台二丁目39番6地先から橋本市隅田町垂井87番7地先までの間
市道霜草南北線	橋本市紀ノ光台三丁目3番4地先から橋本市紀ノ光台二丁目3番4地先までの間
市道境原霜草1号幹線	橋本市境原497番17地先から橋本市紀ノ光台三丁目3番4地先までの間
市道原田小峰台線	橋本市小峰台一丁目32番2地先から橋本市北馬場341番16地先までの間
市道原田幹線	橋本市原田480番2地先から橋本市小原田71番1地先までの間
市道さつき台中央線	橋本市さつき台二丁目478番40地先から橋本市さつき台一丁目478番94地先までの間
市道御幸辻吉原線	橋本市御幸辻50番3地先から橋本市吉原989番1地先までの間
市道高野口北部連絡線	橋本市高野口町嵯峨谷828番2地先から橋本市高野口町田原796番3地先までの間
市道高野口8号線	橋本市高野口町大野1423番地先から橋本市高野口町上中39番2地先までの間
市道高野口2号線	橋本市高野口町名倉1318番2地先から橋本市高野口町田原75番3地先までの間
市道南側道東家市脇線	橋本市東家772番3地先から橋本市市脇706番1地先までの間
市道東家菖蒲谷線	橋本市市脇1081番14地先から橋本市市脇707番2地先までの間
市道南側道市脇線	橋本市市脇707番2地先から橋本市市脇577番4地先までの間
市道南側道市脇野線	橋本市市脇577番4地先から橋本市野673番2地先までの間
市道南側道野柏原線	橋本市野701番2地先から橋本市柏原52番1地先までの間

に改める。

市道南側道柏原神野々線	橋本市柏原158番1地先から橋本市神野々83番2地先までの間
市道南側道神野々吉原線	橋本市神野々109番38地先から橋本市吉原935番1地先までの間
市道南側道吉原名古屋線	橋本市吉原938番1地先から橋本市高野口町名古屋1443番2地先までの間
市道南側道名古屋線	橋本市高野口町名古屋1443番2地先から橋本市高野口町名倉1317番3地先までの間

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012410 290	訪問介護ステーションびいち	西牟婁郡上富田町岩田3009-1	居宅介護・重度訪問介護	特定なし	有限会社テック・サカモト	西牟婁郡上富田町下鮎川435番地の2	平成 27.3.1
3011310 137	ヘルパーステーションあるぼると	伊都郡かつらぎ町東渋田644-4	居宅介護・重度訪問介護	特定なし	株式会社あるぼると	伊都郡かつらぎ町東渋田644-4	平成 27.3.1
3011700 709	すみれ障害福祉サービス事業所	紀の川市上田井1083-1	同行援護	特定なし	株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77番地38	平成 27.3.1
3012000 232	ホームヘルプサービスケアビレッジ御坊	御坊市湯川町財部377-6	居宅介護・重度訪問介護	特定なし	株式会社ネクストビジョン	日高郡美浜町和田1451-3	平成 27.3.1

和歌山県告示第258号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年4月7日から同年7月30日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の（1）に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

（1）3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（2）3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

（3）3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

（4）知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

（5）知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第259号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

（1）区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（2）期間

平成27年4月7日から同年7月30日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡北山村大字七色字奥森49番地先から同村大字七色字倉ノ元2番1地先まで	旧	5.00 } 12.30	128.60	市老谷橋 L=13.10
同上	旧	8.20 } 31.00	128.60	新市老谷橋 L=18.90
同上	新	8.20 } 31.00	128.60	新市老谷橋 L=18.90

和歌山県告示第261号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字七色字奥森49番地先から同村大字七色字倉ノ元2番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月17日

和歌山県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字正法寺谷621番5地先から同市黒江字桑田311番5地先まで	旧	4.97 } 6.03	99.40	
海南市岡田字正法寺谷621番3地先から同市黒江字桑田311番5地先まで	新	10.05 } 11.47	99.40	

和歌山県告示第263号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字正法寺谷621番3地先から同市黒江字桑田311番5地先まで

供用開始の期日 平成27年3月17日

和歌山県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町引尾字宮ノ前54番2地先から同市下津町引尾字宮ノ前49番1地先まで	旧	3.24 } 3.87	42.05	
同上	新	5.47 } 6.33	42.05	

和歌山県告示第265号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町引尾字宮ノ前54番2地先から同市下津町引尾字宮ノ前49番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月17日

和歌山県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 堺かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字大畑字空山586番2地先から同町大字大畑字蛇尾823番3地先まで	旧	6.56 } 26.20	123.89	
同上	新	15.51 } 29.58	121.80	

和歌山県告示第267号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字大畑字蛇尾823番3地内

供用開始の期日 平成27年3月17日

和歌山県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字野手崎143番8地先から同町大字高津尾字野手崎150番1地先まで	旧	8.00 ） 8.66	139.10	
同上	新	10.26 ） 11.22	139.10	

和歌山県告示第269号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊美山線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字野手崎143番8地先から同町大字高津尾字野手崎150番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月17日

和歌山県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字下畑谷495番5地先から同町大字那智山字北多富気439番10地先まで	旧	9.60 ） 17.40	110.20	
同上	新	10.75 ） 19.70	110.20	

和歌山県告示第271号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字下畑谷495番5地先から同町大字那智山字北多富気439番10地先まで

供用開始の期日 平成27年3月17日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、危険ドラッグ分析システム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年3月17日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 購入物品の名称及び数量

危険ドラッグ分析システム 一式

- (2) 購入物品の仕様等

危険ドラッグ分析システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年3月17日（火）において、次に掲げる要件の

いずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る購入物品と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、危険ドラッグ分析システム等の法医理化学機器について、予定価格の50パーセント以上の金額で、物品購入に係る契約を2事業所以上と締結し、適正に履行した実績を有するものとする。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧等（メーカー名、製品名（型名）、数量、保証書、証明書、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様の詳細については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年3月17日（火）から同月31日（火）までの和歌山県の

休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年3月17日（火）から同年4月1日（水）までの間に和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所に対して書面により行うものとする。

(5) (4) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成27年3月23日（月）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年3月17日（火）から同年4月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成27年4月13日（月）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（内線546）

ファクシミリ 番号073-473-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年4月20日（月）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成27年4月22日（水）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年4月28日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年2月20日以降無効とする。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第645号	平成24年12月14日から 平成27年3月31日まで	和歌山市北島117 加藤俊弘	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年2月25日以降無効とする。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第2510号	平成24年6月11日から 平成27年3月31日まで	和歌山市榎原330 辻田昌信	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年2月27日以降無効とする。

平成27年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第753号	平成24年6月1日から 平成27年3月31日まで	和歌山市吐前324 宮本博	和歌山県税事務所

入 札 公 告

危険ドラッグ分析システム購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年3月17日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度

(2) 購入物品の名称及び数量

危険ドラッグ分析システム 一式

(3) 履行期限

平成27年12月28日

(4) 購入物品の仕様等

危険ドラッグ分析システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県警察本部告示第1号に規定する危険ドラッグ分析システム購入の一般競争入札参加資

格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

科学捜査研究所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター 2階

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（内線546）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成27年3月17日（火）から同月31日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年3月17日（火）から同年4月1日（水）までの間に科学捜査研究所に対して書面により行うものとする。

(3) (2)の書面は、持参により3に掲げる場所に提出するものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成27年3月23日（月）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成27年5月7日（木）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行うものは、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書を同封の上、書留郵便により平成27年5月7日（木）午前11時までに科学捜査研究所に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Dangerous Drugs Analysis System

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Thursday 7 May 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 11:00 a.m. Thursday 7 May 2015)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成27年4月6日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成27年3月17日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・4・6号南港山東線に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成27年3月2日付け和収第18号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

今井武

住所不明

（ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山市和歌浦254番地の18）

亡建田愛子相続人 不明

うち、推定される相続人 建田チヨ

住所不明

（ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山市秋葉町13番10号）

正 誤

正 誤

平成27年3月6日付け和歌山県報第2638号和歌山県告示第209号中

ページ	誤	正
2	33.33	38.87